平成２１年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字下里712番地　１Ｆ
債務者　照屋由紀子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２１年（フ）第２４９号
島根県雲南市加茂町大崎214番地３、前住所松江市春日町616番地５
債務者　錦織　勇太
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３４号
山口県下関市上田中町４丁目６番12―807号ＣＯ―ＯＰ下関上田中町マンション
債務者　金子　信行
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
佐賀県鳥栖市曽根崎町988番地６
債務者　東　　幸次
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３６号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保3693番地15
債務者　山本ゆかり（旧姓谷）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３７号
佐賀県神埼市神埼町的467番地
債務者　幸山眞知子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３９号
佐賀県佐賀市東与賀町大字飯盛2343番地１
債務者　古川　範子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍692―59　メゾンボヌールＢ202、住民票上の住所佐賀県伊万里市脇田町2768番地
債務者　黒岩　　敢
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
福島県いわき市泉町滝尻字六枚内49番地の６
債務者　山形　寛子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２７９号
福島県いわき市自由ケ丘43番地の４　メゾン・トレド201
債務者　吉村　加奈
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第８４１号
神奈川県平塚市土屋156番地の１
債務者　石井　修次
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８４９号
神奈川県厚木市長谷673番地５
債務者　伊波　弘司
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３０９号
富山市大町一区南部96番地１　大町コーポ２階205号、住民票上の住所富山市本郷町26番地２
債務者　鹿島恵美子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２９号
富山市長江新町１丁目５番５号
債務者　竹林　恵美
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第９３９号
高知市薊野南町６番24号　栄喜マンション303
債務者　岸根　美鈴
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９１号
高知県吾川郡いの町池ノ内1236番地
債務者　糸川　理香
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９３号
高知県南国市大埇甲950番地13
債務者　水谷　恵子
1　決定年月日時　平成21年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
高知地方裁判所破産係